

議案第75号

寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月25日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため提案する。

## 寒川町条例第 号

### 寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年寒川町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長」を加え、同項第1号中「又は神奈川県の区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）」に改める。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例新旧対照表

現行	改正案
(職員)	(職員)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事 _____ _____が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士又は神奈川県の区域に係る 国家戦略特別区域限定保育士 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____の資格を有する者 (2)～(10) (略)	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者 (2)～(10) (略)
4・5 (略) (虐待等の禁止)	4・5 (略) (虐待等の禁止)
第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号 _____に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をし	第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をし

ではならない。

ではならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。